

お知らせ

送信日:令和 8年 3月 31日

送付枚数: 4枚(本状含む)

送付先: 三重県石油商業組合/協同組合
組合員 様

差出人: 大西 宏明

三重県津市羽所町700 アスト津 7階

三重県石油商業組合 / 三重県石油業協同組合

TEL:059-225-5981 / FAX:059-226-5543

TEL:

E-mail : onishi@mie-sekiyu.or.jp

FAX:

<http://www.mie-sekiyu.or.jp>



至急! ご確認ください 折り返しご連絡ください

○災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業

(令和7年度 国庫債務負担行為分)

○過疎地等における石油製品の流通体制整備事業

(令和7年度 国庫債務負担行為分)

○SS ネットワーク維持・強化支援補助事業

(令和7年度 補正)

の交付申請受付開始について

いつも組合事業にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

標記の3事業につきましては、3月31日(火)より、全国石油協会のホームページに掲載され、受付が開始されましたので、申請手引書を確認の上、三重県石油組合まで申請をお願いします。

また、「経営安定化特別保証」及び「経営安定化特別利子補給制度」についても全国石油協会のホームページに掲載されましたので、ご案内いたします。

2026年3月30日

都道府県石油組合 各位

一般社団法人 全国石油協会

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業(令和7年度 国庫債務負担行為分)
過疎地等における石油製品の流通体制整備事業(令和7年度 国庫債務負担行為分)
SSネットワーク維持・強化支援補助事業(令和7年度 補正)
の交付申請受付開始について

標記3事業につきまして、下記スケジュールで交付申請受付を行いますので、取り急ぎご連絡いたします。

記

【ホームページ掲載開始】:以下の3事業は全て「2026年3月31日(火)」9:00以降を予定

○災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業(予算額:0.89億円)

・地下埋設物等の入換等工事(配管のみの入換は受けません。)

【受付期間】2026年3月31日(火)~4月30日(木)本会必着

※受付期間終了後に予算満額の申請となった場合、手引書の通り接受順で採択します。

○過疎地等における石油製品の流通体制整備事業(予算額約3.2億円)

・地下埋設物等の撤去工事

【受付期間】2026年3月31日(火)~4月30日(木)本会必着

※非中小企業(みなし大企業含む)の方は補助の対象になりません。

※予算を超過した場合は、受付期間中であっても受付を終了します。

○SSネットワーク維持・強化支援補助事業(予算額:約117.7億円)

①燃料貯蔵タンク等の大型化等事業、②燃料貯蔵タンク等の修繕事業(地下タンクの漏洩防止を含む)、③水検知計量機整備事業、④緊急配送用ローリー導入等事業、⑤POSシステム整備事業、⑥灯油タンク等スマートセンサー整備事業、⑦官公需システム整備事業用、⑧自家発電設備の更新等事業(給油所専用)、⑨自動車保守・整備関連設備導入等事業、⑩燃料貯蔵タンク等の撤去事業

【受付期間】2026年3月31日(火)~5月15日(金)本会必着

上記「⑧自家発電設備の更新等事業」を優先して交付決定を行い、総予算額117.7億円の残予算内数で「⑧以外」を横並びで交付決定します。(按分となる場合があります。)

以上

(担当:環境・経営支援部)

全国石油協会 「経営安定化特別保証」のご案内

暫定税率の廃止に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として、経営安定化特別保証を実施します。

利用要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす揮発油販売業者(中小企業及び個人)

(1) 次の①又は②のいずれかの要件を満たしていなければなりません。

- ①揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月、令和7年12月、令和8年1月の単月のいずれか1ヶ月の数量と前年同月の数量を比較して2%以上減少していること。
- ②揮発油又は軽油に係る仕入数量又は売上数量について、令和7年11月から令和8年1月までの3ヶ月間のうち、いずれか2ヶ月間の合計数量と前年同期間の合計数量を比較して2%以上減少していること。

(2) 運営給油所数が2給油所までの揮発油販売業者(中小企業及び個人)

保証の種類	経営安定化特別保証	
資金用途	運転資金	
借入限度額	1給油所運営 2,000万円	2給油所運営 4,000万円
保証金額	1,900万円	3,800万円
保証割合	95%	
借入期間	5年以内	
保証料率	年0.2%	
対象資金	1. 揮発油税の旧暫定税率の廃止に伴い、在庫評価損の発生による一時的な損失等に備えるために必要とする資金 2. その他事業運営を維持するために必要とする資金	
連帯保証人	法人企業は原則として、代表者の連帯保証が必要となります。 個人事業者の場合は、原則保証人は不要です。	

*出捐口は不要です。

*受付期間は令和8年4月30日まで、利用は期間中1回限りです。

*経営安定化特別利子補給制度が併用できます。詳しくは裏面をご確認下さい。

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の信用保証事業担当者
又は

全国石油協会信用保証事業部

経営安定化特別利子補給制度のご案内

～暫定税率の廃止に伴う資金繰り対策として運転資金の借入をご検討中のみなさまへ～

揮発油税等の**暫定税率の廃止**に伴う揮発油販売業者に対する緊急的な資金繰り対策として運転資金の借入に係る利子の一部を補給する制度です



申請要件 次のいずれかに該当する中小企業の品確法登録揮発油販売業者

- 条件①1企業あたりの令和7年11月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件②1企業あたりの令和7年12月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件③1企業あたりの令和8年1月の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量が前年同月に比べ2%以上減少していること。
- 条件④1企業あたりの令和7年11月から令和8年1月までの3か月のうち、いずれか2か月間の揮発油(Hガソリン及びRガソリン)又は軽油の仕入数量又は販売数量の合計が、前年同期に比べ2%以上減少していること。

利子補給内容 利子補給率……借入利率または3%のいずれか低い率
利子補給期間……5年以内
対象限度額……1SSあたり1,000万円(ただし複数SS運営事業者の場合、2SS以降1SSあたり500万円(1企業あたりの上限5,000万円)※計算式1,000万円+500万円×(SS数-1)
【例】:11SSの場合 1,000万円+500万円×(11SS-1SS)=6,000万円
上限5,000万円⇒対象5,000万円

対象となる借入の条件

- 資金用途……運転資金
- 借入時期……令和7年11月13日から令和8年6月30日までの借入
- 借入形式……証書貸付
- 償還方法……元金均等返済(元利均等返済は不可)
- 借入期間……7年以内
- 据置期間……2年以内
- 借入上限……なし
- *令和7年11月13日以降、交付決定前に既に借入れたものも対象
- *令和8年6月30日までに借入れることが条件
- *受付期間:令和8年4月30日(石油協会到着日)まで

ご相談、お問い合わせ

各都道府県石油組合の利子補給事業担当者

又は

全国石油協会 環境・経営支援部